

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

## 広島県人事委員会規則第三十二号

### 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第一章 総則（第一条）
  - 第二章 一般の退職手当（第二条―第三条の二）
  - 第三章 特別の退職手当（第四条―第二十一条）
  - 第四章 退職手当の支給制限等（第二十二条―第二十七条）
- 附則

#### 第一章 総則

第一条の次に次の章名を付する。

#### 第二章 一般の退職手当

第二条の二第一号中「第七条の三第六項」を「第八条第四項」に改め、同条第二号中「第七条の四」を「第八条の二」に改める。

第三条第一項第一号中「第十三条」を「第十九条第二項」に改め、同項第二号中「第七条の三」を「第八条」に改める。

第三条の三を削り、第三条の二の次に次の章名を付する。

#### 第三章 特別の退職手当

第二十二条から第二十七条までを削る。

本則に次の一章を加える。

#### 第四章 退職手当の支給制限等

##### （意見の聴取）

第二十二条 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項の規定により広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第三章第二節の規定を準用して行う条例第十四条第三項及び第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）に規定する意見の聴取の手続については、広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則七十二号）の規定（弁明の機会の付与に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同規則中「知事」とあるのは、「退職手当管理機関」とする。

（退職手当支給制限処分書の様式）

第二十三条 条例第十二条第一項の規定による処分に係る同条第二項の書面の様式及び条例第十四条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

2 条例第十四条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）又は第二項の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十四号のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第二十四条 条例第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十五号のとおりとする。

2 条例第十三条第二項（同項第一号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十六号のとおりとする。

3 条例第十三条第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十七号のとおりとする。

4 条例第十三条第三項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

（退職手当返納命令書の様式）

第二十五条 条例第十五条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第十九号のとおりとする。

2 条例第十五条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第六項又は条例第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式）

第二十六条 条例第十七条第一項の規定による通知に係る書面の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

（退職手当相当額納付命令書の様式）

第二十七条 条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第二十二号のとおりとする。

2 条例第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、別記様式第二十三号のとおりとする。

附則第十項及び第十六条第二号中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十七項中「第十三条」を「第十九条第二項又は職員の退職手当に関する条例の一部

を改正する条例（平成二十一年広島県条例第三十六号。附則第二十一項において「条例第三十六号」という。）の規定による改正前の条例第十三条」に改める。

附則第十九項中「第十一条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第二十一項中「第十三条」を「第十九条第二項若しくは条例第三十六号の規定による改正前の条例第十三条」に改める。

別記様式第一号の二（表面）中

「 ⑫ 退職時に支給され た退職手当	円	説明欄	⑬ 退職時の 給料月額	円
--------------------------	---	-----	----------------	---

を

「 ⑭ 退職時に支払われた 一般の退職手当等の額	円	説明欄	⑮ 退職時の 給料月額	円
--------------------------------	---	-----	----------------	---

このほか、同様式（裏面）任命権者等の記録の中心で「⑫欄には、退職した職員の退職時支給した一般の退職手当の額を記載すること。なお、説明欄には、予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を記載すること。」や「⑭欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。」このほか、同様式（別表）を次のように改める。

(別紙)

①退職事由		退職事由	※ 公共職業安定所記載欄
任命権者等記載欄	退職者記載欄		
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。】			
<input type="checkbox"/>	-----	1 定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生じることによるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	2 定年、任用期間満了等によるもの (1) 定年による退職 (定年 歳) (2) 任用期間満了による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	3 任命権者等からの働きかけによるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職 (同法第 16 条第 1 号に該当する場合に限る。) 又はこれに準ずる退職 (3) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職 (同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職 (4) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (5) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (6) 退職勧奨	
<input type="checkbox"/>	-----	4 職場における事情に起因する退職 (1) 勤務していた公署又は事務所の移転により通勤困難となったため (2) 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>	-----	5 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため (3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等) があったため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため (5) 転居により通勤困難となったため (新住所： ) (その他 (具体的に )	
<input type="checkbox"/>	-----	6 その他 (1 - 5 のいずれにも該当しない場合)	
		具体的事情記載欄 (任命権者等用)	

別記様式第十三号から別記様式第十七号までを次のように改める。

様式第 13 号 (第 23 条関係)  
(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第 12 条第 1 項 第 14 条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部

又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることが

できる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3) ) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。) 。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。) 。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 12 条第 1 項で定める事情に関し勘察した内容についての説明)	

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を,(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を,(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を,それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは, 職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は, 抹消すること。
- 4 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 14 号 (第 23 条関係)  
(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第 14 条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部  
第 14 条第 2 項

又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることが  
できる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3) ) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。) 。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。) 。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円



(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)	年 月 日
(退職年月日)	年 月 日
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行爲をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 12 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 15 号 (第 24 条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることができ。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4) ) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給)
(支払差止処分理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき任命権者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第 16 号 (第 24 条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4) ) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)	年 月 日
(退職年月日)	年 月 日
(勤務期間)	年 月

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給)
(公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条： )	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき任命権者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第 17 号 (第 24 条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4) ) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。 )。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)	年 月 日
(退職年月日)	年 月 日
(勤続期間)	
	年 月

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき任命権者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

別記様式第十七号の次に次の六様式を加える。



様式第 18 号 (第 24 条関係)  
(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第 13 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることができ。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 (2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (3) を被告として (被告を代表する者は (4) ) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。 ) 。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)	年 月 日
(退職年月日)	年 月 日
(勤続期間)	
	年 月

(裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円
	( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき任命権者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第 19 号 (第 25 条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3) ) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘察した内容についての説明)

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第 20 号 (第 25 条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項 第 16 条第 1 項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3) ) 提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項 第 16 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(職員の退職手当に関する条例第 12 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 21 号 (第 26 条関係)

(表面)

職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行爲をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行爲をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行爲をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行爲をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。



様式第 22 号 (第 27 条関係)  
(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



第 17 条第 1 項 の規定により、退職手当の受給者に対し  
職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 2 項  
第 17 条第 3 項

既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。  
なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受  
けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対して行うことができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日  
の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3) ) 提起  
することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、  
この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起すること  
はできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立て  
をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達  
を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決  
定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決又は決定の日  
から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

第 17 条第 1 項  
第 17 条第 2 項  
第 17 条第 3 項  
(職員の退職手当に関する条例) の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(職員の退職手当に関する条例第 12 条第 1 項及び第 17 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 23 号 (第 27 条関係)  
(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 4 項 の規定により、退職手当の受給者に対し  
第 17 条第 5 項 既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受  
けた日の翌日から起算して 60 日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日  
の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3) ) 提起  
することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、  
この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起すること  
はできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立て  
をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達  
を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決  
定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、その裁決又は決定の日の翌  
日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 4 項 の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第17条第6項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。